

Q8 遺言書を作るときの注意を教えてください。

遺言書は遺言をする目的や状況、相続財産の内容等によってその種類を使い分けることができます。遺言書の作成方法は法律で決められていて、方式違反の遺言書は無効になる場合があるので注意が必要です。

遺言書の種類と特徴は以下のとおりです。

・**自筆(じひつ)証書遺言** 遺言をする人(遺言者)が遺言の全文、日付、氏名を自書し、押印する方式の遺言です。日付や氏名の記載がないもの、代筆してもらったもの、パソコンで作成したもの等は無効です(ただし、相続法の改正により、平成31年1月13日以降は、自筆証書遺言には、自書によらない**財産目録**を添付することができるようになりました。もともと、**各頁に署名押印**が必要です。)。この方法では作成費用はかかりません。

・**公正証書遺言** 遺言者が、2人以上の証人の立会いの下で遺言の趣旨を**公証人**に述べ、公証人がこれを筆記し、その内容を読み聞かせ、全員が署名押印して作成します。公正証書遺言は公証人の関与がなければ作成できません。

・**秘密証書遺言** 遺言の内容を記載した文書(自筆でなくても可。)に遺言者が署名押印して、封筒に入れ、遺言書に用いた印で封印し、これを公証人1人及び証人2人以上の前に提出して作成します。遺言の内容を誰にも知られたくない場合等に利用されます。

自筆証書遺言(※)と秘密証書遺言は、相続開始(遺言者の死亡)後、家庭裁判所で**検認手続**が必要です。検認をしていない遺言書で不動産の相続登記はできません。公正証書遺言では検認は必要なく、そのまま登記申請に使うことができます。銀行口座の解約や変更も同様です。

※令和2年7月10日以降、自筆証書遺言を、法務局(遺言書保管所)に保管申請をして保管した場合、家庭裁判所での検認手続は不要となりました。

Q9 父が残した遺言書に「財産は全て妻に相続させる」と書かれていました。子の私には何の権利もないのでしょうか。

被相続人の配偶者とその子には、**遺留分**(いりゆうぶん)が認められます。遺留分とは、被相続人の遺言の内容にかかわらず、法定相続人の一部、具体的には配偶者、子、父母、代襲相続人に遺産の一部を取得することができるように、法律で定められた権利です。一方、法定相続人でも**兄弟姉妹、相続放棄をした人には遺留分はありません**。

父母、祖父母等の直系尊属のみが遺留分のある相続人(**遺留分権利者**)となる場合、遺留分は、遺産全体の3分の1、その他の場合、遺産全体の2分の1となります(**抽象的遺留分**)。遺留分権利者が2人以上いるときは、遺留分権利者の間で、抽象的遺留分を各自の法定相続分に応じて分け合うことになります(**具体的遺留分**)。

遺留分権利者は、遺留分を侵害するような遺言に従って相続をした相続人や遺贈を受けた人(受遺者)に対して、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができます(**遺留分侵害額請求権**)。特定の相続人に「全部相続させる」式の遺言書は、遺留分を侵害している場合が多いため、遺言書を作成するときにも注意が必要です。

遺留分侵害額請求権は、遺留分が侵害されている事情があることを知った後1年、または、相続が開始した後10年経つと、主張することができなくなりますので注意が必要です。

遺留分侵害があるかについての判断は難しい場合もあり、遺留分侵害額請求権の行使手続も単純ではありませんので、専門家に相談することをおすすめします。

Q10 相続放棄したら生命保険金は受け取れないのでしょうか。

あなたが生命保険金の受取人に指定されている場合、相続放棄とは無関係に、受取人として保険金請求を行うことができます。

しかし、受取人が単に「相続人」とだけ指定されていた場合、相続放棄した人は相続人ではないため、保険金が受け取れないのではないか、という問題があります。一般的には、受取人を指定した時点で相続人となる可能性のある人を受取人とする趣旨だと考えられますので、相続開始後に相続人でなくなったとしても、生命保険金を受け取る権利は失われないと考えられますが、個別の契約内容にもよりますので、確認が必要です。

他方、共済・簡易保険等で、満期金の受取人が被相続人自身、という場合があります。この場合、満期金は相続財産となりますので、相続放棄をした人は、受け取る権利はありません。

令和2年12月作成

相続問題Q&A

法テラス・サポートダイヤルへのお問合せの多いご質問を紹介します。



法的トラブルでお困りの方
迷わず法テラスにお電話ください。

法テラス・
サポートダイヤル

おなやみなし
☎ 0570-078374

法テラス・サポートダイヤルでは全国どこからでもお問合せを受け付けています。

平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00
(祝日・年末年始を除く)

※「0570」はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも、3分8.5円(税別)で通話することができます。

※IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。



法律問題Q&Aシリーズ ②

法テラスは国が設立した公的な法人です。
法テラス・ホームページ <https://www.houterasu.or.jp/>

Q1 夫が遺言書を残さず他界しました。家族は私と二人の子です。相続手続のために何をすればよいのでしょうか？

相続手続では、相続をする**相続人と相続財産の範囲**とを確定することが必要です。

遺言書で相続人を指定していない場合には、**法定相続人**(Q2参照)が相続するのが原則です。あなたと二人の子は法定相続人に該当しますが、生前に養子縁組をした**養子、認知した子**等も法定相続人に含まれますので、亡くなった人(被相続人)の出生から死亡にいたるまでの戸籍を調べる必要があります。市区町村の戸籍の窓口で相談するとよいでしょう。

また、相続財産の範囲について、相続人は、被相続人の財産に属する一切の権利義務を承継します(Q3参照)。

Q2 法定相続人、法定相続分について教えてください。

法定相続人とは、法律(民法)で定められた相続人のことです。また、**法定相続分**とは、被相続人との血縁関係に応じて法律で定められた相続分のことです。法律上定められている相続の順位は、次表のとおりです。

相続順位	法定相続人	法定相続分
①	配偶者	2分の1
	子	2分の1
②	配偶者	3分の2
	父母	3分の1
③	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1

(※なお、子、父母、兄弟姉妹が複数のときは、法定相続分をさらに頭数で等分します。ただし、被相続人と父母の一方を異にする兄弟姉妹の相続分は、他の兄弟姉妹の2分の1になります。

※昭和55年12月31日以前に開始した相続については、異なる法定相続分が適用されます。)

被相続人の配偶者は、常に法定相続人になります。

第一順位(①)として、配偶者とともに被相続人の子が法定相続人になり、子が被相続人より先に亡くなっている場合等には、孫が子に代わって相続人となります(**代襲相続**)。

第一順位の者がいない場合等には、第二順位(②)として、被相続人の父母(父母が死亡しているときは祖父母)が法定相

続人となります。

被相続人の父母や祖父母が死亡している場合等には、第三順位(③)として、被相続人の兄弟姉妹が法定相続人になります。なお、兄弟姉妹が被相続人より先に亡くなっている場合等には、兄弟姉妹の子が相続人となります(代襲相続)。

関係者が多く、わかりにくい場合もありますので、個別のケースにおける法定相続人及び法定相続分については、専門家に相談することをおすすめします。

Q3 相続財産には借金も含まれるのですか？借金が高額で相続するメリットがない場合も相続しなければなりませんか？

相続財産には、借金等のマイナスの財産も含まれます。相続は、被相続人の財産を**全体として引き継ぐ制度**ですから、プラスの財産だけを選択して相続するということはできません。

マイナスの財産が多く、相続をする経済的メリットが無いような場合には、**相続放棄**をし、相続による財産の承継を拒否することで、借金を負わないことができます。また、プラスの財産の限度でマイナスの財産も負担する**限定承認**という手続もあります。どちらの手続を選択すべきか、専門家に相談して慎重に判断することが必要です。

ワンポイントアドバイス:相続放棄ができなくなる!?

相続放棄は、文字どおり相続をすべて放棄する手続です。これによって、マイナスの財産の相続を回避できますが、相続放棄は、原則として、(相続があったことを知ったときから)3か月以内に家庭裁判所に申述しなければなりません。また、相続財産の一部でも使ってしまうと相続放棄ができなくなりますので、注意が必要です。

Q4 兄弟の間で相続財産の分割方法についての話合いがつかえません。どうしたらよいのでしょうか？

遺言書が無い場合で、法定相続人同士の話合いも進まない場合には、**遺産分割調停**を申し立てることが考えられます。調停は裁判所という第三者を入れた話合いです。当事者同士が直接話し合う場合に比べて感情的な対立を緩和したり、問題点の整理を手伝ってもらえたりします。それでも話合いがつかない場合には、**遺産分割審判**によって、裁判所に分割方法を判断してもらうという方法もあります。

調停も審判も、申立てをする家庭裁判所はどこか、申立てに必要な

資料や費用、手続の進め方等、一定のルールがあります。事前に法律相談で正確な知識を蓄えておくことが有益です。

Q5 「寄与分」とは、何ですか？

寄与分とは、被相続人の財産の維持・増加に**特別の貢献**をした相続人に認められる権利です。**貢献の程度**に応じて、法定相続分とは別に相続財産の一部を取得できますが、特別の貢献があったかどうか、貢献の程度はどのくらいか、という評価は単純ではありません。相続人同士の話し合いで決められない場合は、家庭裁判所の調停又は審判が必要になります。また、相続法の改正によって、相続人ではない親族が無償で被相続人を介護していたこと等が、特別の寄与と評価されることができるようになりました。寄与分の認定は、個別の事情ごとに大きく異なりますので、寄与分が問題になりそうな場合には、専門家の助言を得ておくことが必要です。

Q6 「特別受益」とは、何ですか？

特別受益とは、特定の相続人が被相続人から遺贈や生前贈与の形で譲り受けた財産(経済的利益)のことです。具体例としては、結婚の支度金や住宅購入の際の援助等が挙げられます。被相続人から特別受益にあたる財産を譲り受けた相続人(**特別受益者**)がいる場合、その額を相続開始時の相続財産全体の評価額に加算して(**持戻し**)、法定相続分を計算し、その法定相続分から特別受益分が差し引かれます。特別受益の額がこうして計算された法定相続分を超えている場合には、特別受益者は相続による新たな配分を求めることができません。

Q7 私の子どもたちは仲が良く、将来私の相続のこともめるとは思えないのですが、それでも遺言書は作成しておいたほうが良いですか？

生前所有していた財産を巡って、死後どのような争いが起きるかは予想できません。不動産や預金等、自分名義の財産がある場合はもちろん、先祖代々のお墓や仏壇を管理している等、誰かに権利や責任を引き継ぐ必要がある場合には、その多寡にかかわらず、遺言書であなたの意思を明確にしておくことが有益です。